定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年五月十一日

東京都港区三田三丁目二番六号Ｇスクエア三田八階　シーラス・ロジック株式会社

代表取締役　ティモシー・ターク

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ミマキエンジニアリングと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年五月十一日

東京都八王子市万町一番地三

株式会社ウィズテック

代表取締役　杉本　義郎

合併につき株券等提出公告

当社は、此川建設株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券を含む）を所有する方は、効力発生日である平成二十七年六月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年五月十一日

富山県黒部市宇奈月町下立六七二番地の一

此川工設株式会社

代表取締役　此川　功

限定承認公告

本籍東京都世田谷区羽根木一丁目一六九一番地、最後の住所埼玉県所沢市大字松郷一二一番地の四

被相続人　亡　小蒲　民彦

右被相続人は平成二十七年一月九日死亡し、その相続人は平成二十七年四月二十八日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日

埼玉県所沢市大字松郷一二一番地の四

限定承認者　小蒲　憲

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所東京都目黒区中目黒五丁目二六番一六号

被相続人　亡　李　在林

右被相続人は平成二十六年十二月三十一日死亡し、その相続人は平成二十七年四月二十三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日

東京都目黒区中目黒五丁目二六番一六号

限定承認者　金　洋浩

限定承認公告

本籍大阪府大阪市北区同心一丁目二三番地、最後の住所大阪府大阪市北区同心一丁目五番八号聖和ビル六階

被相続人　亡　竹本佐代子

右被相続人は平成二十六年一月十八日死亡し、その相続人は平成二十七年四月二十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日

大阪府大阪市北区同心一丁目五番八号聖和ビル六階

限定承認者　竹本　岳史

限定承認公告

本籍奈良県大和郡山市発志院町四二二番地、最後の住所奈良県大和郡山市発志院町四二二

被相続人　亡　南　充浩

右被相続人は平成二十六年十月二日死亡し、その相続人は平成二十七年四月二十三日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日

大阪市中央区南本町一丁目四番一〇号ストークビル四階

相続財産管理人南留理

代理人弁護士　津田　浩克

同　増田　浩之

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので、公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　平成二十六年七月九日発行の第一回新株予約権の新株予約権者　衛東七個　永田聡美七個、平成二十六年十二月十一日発行の第四回新株予約権の新株予約権者　渡邉康之十一個

二、取得の日　平成二十七年五月三十一日

平成二十七年五月十一日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

プラスワン・マーケティング株式会社

代表取締役　増田　薫

事業譲渡につき通知公告

当社は、島根繊維株式会社（住所島根県松江市灘町二二二番地）に対し、全事業を譲り渡すことにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十七年六月二十六日です。

平成二十七年五月十一日

島根県松江市玉湯町湯町一八一八番地三

株式会社チドリ

代表取締役　宮脇　健

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を、一億円減少し三十五億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年六月十二日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

http://www.ko-koku.jp

平成二十七年五月十一日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　ＤＨ牧志特定目的会社

取締役　海田　雅人

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を四億六千六百四十万円減少し、百四億三千三百六十万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十七年六月十二日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月八日

掲載頁　三十頁（号外第八十一号）

平成二十七年五月十一日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

さくらインベストメンツ特定目的会社

取締役　本郷　雅和

訂正公告

平成二十七年四月二十七日（号外第九十七号）掲載の第十五期決算公告（枠組）中、「（うち当期益前利益）」とあるは「（うち当期益前利）」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年五月十一日

東京都中央区晴海一丁目八番一〇号

日本ドレッサー株式会社

代表取締役　菊池　明久

取消公告

平成二十七年三月六日（号外第四十八号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割公告のみを取消します。

平成二十七年五月十一日

宮崎県都城市吉尾町八一八番地一

株式会社イリテック

代表取締役　蛯原　隆幸

正誤

ページ	段	行	誤	正
三五六	上	一四	支給認定子ども（終りから満三歳以上	支給認定子ども（以下「満三歳以上

平成二十七年三月二十六日（号外第六十七号）公布内閣官房令第三号（独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係内閣官房令の整備等に関する内閣官房令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
二	下	二四～二三	（終りから行頭を一字下げる。	

平成二十七年四月一日（号外第七十五号）公布経済産業省令第三十六号（基準器検査規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
三二三		一六	四月一日	三月三一日

平成二十七年三月三十一日（号外特第十一号）公布政令第百六十六号（子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
三五六	上	一四	（終りから支給認定子ども満三歳以上	（以下「満三歳以上

平成二十七年三月三十一日（号外特第十一号）本号で公布された法令のあらまし欄中

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三二三		一六	四月一日	三月三一日

平成二十七年三月三十一日（号外特第十一号）公布政令第百六十六号（子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
三五六	上	一四	（終りから支給認定子ども満三歳以上	（以下「満三歳以上

平成二十七年三月二十六日（号外第六十七号）公布内閣官房令第三号（独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係内閣官房令の整備等に関する内閣官房令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
二	下	二四～二三	（終りから行頭を一字下げる。	

平成二十七年四月一日（号外第七十五号）公布経済産業省令第三十六号（基準器検査規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

一九ページ上段終りから一一行目から下段終りから二二行目は行頭を一字下げる。

平成二十七年四月十四日掲載のさいたま家庭裁判所に係る平成二十七年（家）第一〇七号相続財産管理人の選任中

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一二三	三	二九～三〇	死亡年月日昭和25年4月13日	死亡年月日平成25年4月13日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十一日付第一〇四号六四ページ●同日付政府調達第八五号八〇ページ

◉官報郵送料のお知らせ　四月分（月極一部当り）の郵送料二、一五〇円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）